

中央労福協ニュース 51 NEWSLETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
発行人 高橋 均
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F
03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>

司法修習生の給与支給継続を求めて活動を展開

司法修習生の給与支給継続を求めて、国会前行動、院内集会の開催、街宣、反貧困国際デー集会で分科会など、様々な活動を展開した。

「司法修習生に対する給与の支給継続を求める」活動はいよいよ大詰めを迎え、国会議員に対し、9月28日、29日、10月5日に議員会館前で弁護士、ビギナーズネットの司法修習生、「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」に参加する中央労福協、消費者団体、市民団体が訴えた。29日の国会前行動の後には、590,557筆の請願署名を前にした院内集会を行い、国会に提出した。

さらに、広く市民に訴える街宣活動を10月12日に渋谷駅ハチ公前、13日有楽町イトシア前、14日池袋駅東口、18日新宿駅西口の都内主要4か所で実施し、弁護士、司法修習生、市民連絡会などが、給費制存続を訴えるとともに、署名を募った。

また、10月16日明治公園で開催された「反貧困世直し大集会2010」に参加、給費制存続を訴えた。集会に参加する団体から「貧困問題に取り組む弁護士は必要だ。借金を抱えた弁護士が報酬の少ないこうした社会問題に取り組まなくなる。給費制



中央労福協 笹森会長

内閣特別顧問に就任

政府は10月15日の閣議で、笹森清・中央労福協会長を内閣特別顧問に任命することを決定し、同日付で菅総理から辞令が交付された。仙谷官房長官は記者会見で起用理由について、「雇用、社会保障など幅広い分野において優れた識見を有しておられることから、内閣特別顧問として、国政全般、とりわけ雇用や社会保障について大所高所から、総理に対して情報提供や助言をいただきたい」と述べた。

笹森会長は首相官邸で記者団に「現場を回りながら、働く人、生活する人の声を受け止めて提言したい」と語った。

維持にがんばれ。」と激励された。この集会の後、分科会参加者とともに、「いいかげん変えようよ！希望のもてる社会へ」を訴えデモ行進を行った。



司法修習生に対する給与支給継続を(完)

給費制廃止は「安物買いの銭失い」

給費制（給与）の継続に対する朝日・読売・日経など大手新聞のこれまでの論調は、判で押したように「国の財政事情の厳しさ」を強調し、貸与制に変更するとはいっても「無利子で5年据え置き10年返済という有利な条件」なのだから「給費制継続」という主張は国民の理解が得られない」と、既定の事実に固執するものであった。ことあるごとに「社会の木鐸（ぼくたく）」「市民の目線」を振りかざす大手新聞の主張にしては、いささか奇妙な感じが否めない。

「安物買いの銭失い」ということばがある。安いものを買って得をしたと思っていても、安物には粗悪品が多く使い物にならず、たびたび買うことになって結局は高いものにつくというたとえである。国が年間100億円足らずの経費を節約することで国民の暮らしに格差を広げ、教育の機会均等を妨げ、青少年の向学心を摘み取り、市民感覚に疎い裁判官や検察官・金儲け本意の弁護士を数多く生み出すことになってしまっては、まさに安物買いの銭失いである。

貸与制は「有利な条件」であっても修習生にとって借金は借金である。そうなれば家族を巻き込んでの心理的な負担や借金を積み重ねることへの先行き不安などから、能力を持ちながらも法曹への道を断たれる若者が増えるだろう。わずか4ヶ月ほどで60万筆を超える請願署名と819団体・組織に及ぶ賛同署名が寄せられた。国民の多くは「給費制の維持・継続」を願っている。

819団体・219名が賛同する要請書を各政党に提出

司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会は、日弁連、ビギナーズネットとともに、10月18日、民主党、社民党、公明党、共産党、国民党新党、みんなの党へ要請を行い、819の賛同団体・219名の個人賛同者の名簿を添えて「要請書」(右)を提出了。



民主党へ要請
(中央は枝野幹事長代理、左が宇都宮日弁連会長)



社民党に要請



公明党に要請



国民新党に要請

司法修習生に対する給与の支給継続を求める要請書

司法試験に合格しても裁判官や検察官、弁護士などになるためには、司法研修所での1年間の修習専念義務が課せられており、これまで、それら司法修習生に対して国から国家公務員の大学卒初任給相当額の生活費が給付されてきました。

しかし2004年に裁判所法が改定され、本年1月からはこの給費制(給与)が廃止され、生活費等が必要な修習生には最高裁判所が一定金額を貸し付ける「貸与制」に変更されることになっています。4年制の大学を出て法科大学院(原則3年)に入り、司法試験に合格してもさらに1年間、親の援助か借金に頼って実務研修を受けなければならないことになるのです。

そうなれば、不安定雇用と低賃金による貧困が拡大し、経済的にゆとりのない家庭が激増しているなかで、法律家をめざす若者が、その向学心を精神的にも経済的にも摘み取られ、法律家を目指すこと自体をあきらめざるをえなくなることが懸念されます。無理して挑戦しても修習期間中はアルバイトが禁止されていることもあって、多額の借金を抱えたまま実務生活をスタートさせなければならない法律家がたくさん生まれることになります。その意味で、この問題は、我が国にまん延しつつある貧困問題、特に、広い意味での教育を受ける機会を多くの人が奪われてしまっているという問題と同様の問題を含んでいると言えます。

また「貸与制」への制度変更がこのまま実施されれば、経済的にゆとりある家庭の子女しか裁判官や検察官、弁護士にはなれないという機会の不均等・不平等を助長することになります。その結果、市民感覚からかけ離れた法律家が数多く輩出されることにもなりかねません。

国はすべての国民に均等な機会を保障し、志の高い法律家育成のために、いま一度法律を見直し、司法修習期間中の給費制(給与)を維持・継続すべきです。

他方で法律家は、こうした市民の声を受け止めて、社会における自らの役割をもう一度見つめ直し、貧困問題など弱い立場に立つ人の力となるような活動や、ひとりひとりの命が大切にされる社会の実現のための活動をさらに積極的に行うべきです。

以上により、私たちは、司法修習生に対する給与打ち切りに反対し、以下の点を要望します。

- 1 国は、司法修習生の修習費用の給費制を存続させるため、裁判所法を改正すること
- 2 弁護士をはじめとする法律家は、弱い立場に立つ人の力となるような活動や、ひとりひとりの命が大切にされる社会の実現のための活動をさらに積極的に行うこと

(呼びかけ団体)

司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会

代表幹事 笹森 清 (労働者福祉中央協議会)

同 清水 鳩子

(司法に国民の風を吹かせよう実行委員会)

同 本多 良男

(全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会)

副代表幹事 山口 二郎 (北海道大学教授)

同 青山 理恵子

(日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会)

事務局長 菅井 義夫

大阪府申請の貸金特区、政府は却下!

政府は14日、大阪府が申請していた「小規模金融構造改革特区(貸金特区)」について「対応不可」とする最終回答を出した。大阪府は、6月18日の貸金業法完全施行に対抗する形で、個人の無担保借り入れの総額を年収の3分の1以下に制限する総量規制の適用除外や上限金利も年29.2%を容認する「貸金特区」を求めていた。

「貸金特区」申請後、大阪を中心とする労福協や弁護士・司法書士・被害者の会は直ちに構想の本質を見抜き全国的な反対運動を展開。大阪府への抗議行動や市民集会などを積み重ね世論を形成し、「特定地域での規制緩和は法の公平性に反し、多重債務問題に対処する改正貸金業法の趣旨を損なう」という政府・構造改革特別区域推進本部の判断を引き出した。

これで大阪「貸金特区」構想を跳ね除け終息したが、業界の巻き返しの根を完全に封じ込めたのかといえば必ずしも楽観は出来ない。そもそも本構想は宮城県から始まった。同様の「貸金特区」が構造改革の名の下で全国的に飛火するとなればその影響も大きい。都道府県多重債務対策協議会でのチェックや日々の監視の取り組みの重要性が問われる闘いであったとも言えよう。

2010年度事業団体・地方労福協合同会議報告

～事業団体の利用促進に向けた連携強化をメインテーマに～

2010年度事業団体・地方労福協合同会議が、2010年10月7日～8日に渡って、ホテル・ラングアード（東京）において開催された。中央労福協加盟事業団体からは9団体13名、地方労福協からは46労福協51名が出席した。冒頭、中央労福協・笹森会長挨拶ののち、会議に入った。報告事項については、特に労金協会・鈴木副理事長から、合併問題に関して、昨年12月合併基本計画原案を公表した後、地方連合・産別そして労福協への説明および会員討議を経て本年6月通常総会において、今後第2ステージとなる詳細計画の策定に入ることが確認されたこと。今年12月までに詳細計画の会員討議まで計画を推し進め、来年度通常総会においては、監督官庁認可のための最終確認を得るためにさらに取り組みを強化していくことの報告に加え、現状は、金融庁・厚労省からは項目に亘っての課題が提起されている状況であるが、基本的には、合併問題を労金固有の課題として捉えるのではなく、連合・労福協にも共通する労働界全体の問題として取り組んでいくことの重要性について改めて力強い決意表明があった。また、協議事項としては、本会議のメインテーマである「事業団体の利用促進に向けた労福協・労働組合との連携について」においては、静岡県労福協・専務理事 金指敦之氏（写真左）と福島県労福協・事務局長 菅野敏夫氏（写真右下）の両名から静岡県労福協や北部ブロック労福協における特徴的取り組みについて報告があった。静岡県労福協からは、労福協の役割について、特に労福協活動の「見える化」

を意識した取り組みや労金・全労済の未組織対策としてサポートセンター友の会を結成し、退福協やこれまでの受け皿であったグリーン友の会から2万人を結集し、取り組んでいること。福島県労福協からは、事業団体を加えたブロック会議において確認された「原点を意識した取り組み」の重要性、更には関連して北海道労福協・瀧澤事務局長から北海道における取り組みの紹介があった。

なお、本会議においては、全労済事業を支援する立場から、自賠責共済および火災・自然災害共済の拡大について全国的に推進活動を強化していくことが確認された。

2日目（8日）は、「社会的企業としての労働者自主福祉事業」～「新しい公共」への展望～と題して、山口福祉文化大学教授 高木郁郎氏から講演があった。高木教授からは特に、新しい公共の定義として、政府部門が出来ない分野を担う分野



を作り上げ、アウトリーチ手法を取り入れた「福祉ミックス」を創り上げることの重要性について述べられた。質疑・意見交換の後本会議のまとめとして、高橋事務局長から、1月19日中央労福協会員代表者会議に向けた課題・論点として10項目に亘って提起するとともに、地方における議論を要請し終了した。



-「協同組合の新たな展開に関する勉強会」報告-

中央労福協は、「助け合い」「自立・自助」を出発点として始まった協同組合の今日的役割を明らかにし、今後の協同組合の在り方をさぐるため、連合総研と連携し勉強会を開催してきた。この勉強会は、労金協会、全労済、日本生協連、中央労福協の代表が委員として参加し、6月以降5回の勉強会を開催してきた。



勉強会では「国連・国際協同組合年決議の背景」（生協総研 栗本 昭主任研究員）、「協同組合の現状と課題」（石川 両一龍谷大学教授）、「現代日本の生協運動についての15の疑問」（高木 郁朗山口福祉文化大教授）、「非営利目的組織の存在意義とその将来展望」（北島健一立教大学教授）について、問題提起を受けてきた。これらの問題提起を受け、第5回では、今後の検討に向けての論点を整理し、中間まとめを行った。

中間まとめでは、協同組合が『社会的企業（新しい公共の担い手）たり得るのか』が問われているとし、「共助・共益から出発した協同組合が、公助・公益活動を担うのか。」その場合、「メンバーシップ（会員、組合員）利益と公益との関係をどう整理するのか。」「協同組合として担うサービス内容はどう変化するのか」そのため「協同組合間の連携、NPOなど他のセクターとの連携はどう考えるのか」が今後の課題としてまとめられた。今後、勉強会は、新たに幅広い協同組合関係者の参加を募り、1月に研究会に移行することにした。

～協同組合・フードバンク・環境をテーマにした～

第42次欧州労働者福祉視察団報告



モンドラゴン本部前

中央労福協が主催した第42次欧州労働者福祉視察団（団長 向井 高志・中国労働金庫広島県本部本部長）は9月6日～16日にかけてスペイン（モンドラゴン）、ドイツ（環境首都フライブルク）、ポーランド（フードバンク）の現状を視察した。

今回の視察団には、地方労福協、加盟組織、事業団体から13名が参加した。訪問団体・都市の特徴的な取り組みを幾つか紹介する。

スペインのバスク地方は、フランス国境の近くピレネー山脈の麓に位置し、我々が滞在地に選んだビルバオから高速を使ってバスで1時間の所に元祖「協同労働」のモンドラゴン協同組合グループ（以下モンドラゴンと称す）本部がある。モンドラゴンの歴史は、1956年に5名の若者が協同組合の始まりとなるウルゴール（現在のファゴール工業協同組合）を設立したことから始まる。

モンドラゴンの使命は、協同・エンパワーメント（能力開発）・イノベーション（革新）・社会的責任となっており、モンドラゴンはバスクで最大、スペインで7番目に大きな事業グループで、5大陸にも製造子会社を有している。

日本の協同労働法制化も早期に待たれるが、今回の視察では事業内容を含め、労働者への「労働関係諸法の適用」、「組合員労働者と賃金労働者への労働法の適用」、「最低賃金の適用」等を含め研究を行った。

ドイツでは、環境首都として名高い「フライブルク」において、市全体で取り組んでいる環境対策について視察した。

フライブルクはドイツの南部、黒い森（シュヴァルヴァルト）の南、ライン川沿いに位置している。1960年代から公共交通整備（市電ネットワークの拡充）、自動車侵入禁止地区の設定、太陽光発電、ごみ・廃棄物の分離収集等、環境保全に取り組んでおり、環境首都として近年有名になっている。

環境局で受けた「環境セミナー」を含め詳細については、後日発行される報告書に記載されるが、ここでは特に印象に残った政策を記述する。市街地の外れに「バデノヴァ・シュターディオン」と言う名のサッカースタジアムがある。ここは、ブンデスリーガ2部「SCフライブルク」の本拠地である。フライブルクらしく、スタジアムの屋根にはソーラーエネルギー用のパネルが敷かれ、スタジアムで利用するほぼ全ての電気をソーラーエネルギーによって得る事ができ、芝暖房でもエコ・エネルギーが使用されている。

また、試合を観戦する観客は、全長約3,000kmの範囲の公共交通機関を使用する事が義務付けられており、車でスタジアムに来る場合は街の外れの路線バスや路面電車の始発駅付近の駐車場（無料）に車両を置き、街中を公共交通機関のみで移動するシステムになっている。更に観戦チケットには、国営の鉄道を含め公共交通機関の乗車券がセットになって徹底している。サーカー観戦だけとっても、徹底したエコ政策を行っている。

ポーランドでは、首都ワルシャワにある「ポーランドフードバンク連盟」と「フードバンクSOS」を訪問した。（フードバンク：F B）ワルシャワ・フリデリック・ショパン空港に到着し、8kmで市の中心部に着く、その間視察して来た二か国との景色の違いに驚いた。

過去に悲惨な歴史を持つポーランドが民主化されて21年が経過しているが、共産主義政権の影響か街の建築物の殆どがセメント色なのが印象的だった。所々外資系のホテル等が建設されていたり、中心街のショッピングモールは色彩も豊かで華やかだった。路面電車も走り車両はかなりレトロな感じなのだが、スピードだけは三か国で一番だ。

EUのフードバンク（F B）は、PEAD（欧州貧困者食料援助プログラム）から安定して食品を受け取っている点だ。EU（27ヶ国）はCAP（欧州共通農業政策）の一環として市場介入を行っており、農



路面電車（6両編成）



正面の屋根全面にソーラーパネル

作物がある一定の価格以下にならないように加盟各国がCAPで定められた枠内で一次産品（米、砂糖、ミルク、穀物類）を買い上げている。

PEADは、こうして買い上げた農産物の在庫を貧困者への食糧援助として希望する加盟国（19ヶ国）へ放出するEUのプログラムであり、各F Bの扱う食料品の70%以上がPEADに依存し（次頁へ続く）

第4回就業支援連絡会議を開催

就労支援に取り組む地方労福協や関係団体など45名が出席して、第4回就業支援連絡会議が10月8日、ホテルラングウッドで開催された。

最初に、来年の通常国会への法案提出をめざして厚生労働省の審議会で検討が進められている「求職者支援制度（仮称）」について、連合の新谷信幸総合労働局長（写真左）より論議のポイントや連合の考え方について説明を受け、意見交換を行った。これは、雇用保険の適用を受けられない求職者に対して、2009年度から実施されている職業訓練受講や生活支援給付を恒久的な制度として

創設しようとするもの。
結婚式場協議の本村住家事務所に講師に一行

続いて労協連の古村伸宏専務理事を講師に、行政
(前ページから続く)

ている。費用は各国政府の負担となる。ポーランドのフードバンクは、国内に30ヶ所（団体）あるが連盟に加盟しているのは27団体。連盟の役割は、

主なメーカーと交渉し、食品を確保し加盟のF B へ割り振る。外国のメーカーからも食品を確保する事もある。2009年は1,200トンを確保。 食料品をもらい受けるだけでなくメーカーの為に、政府に対し様々な提案を行っている。連盟のロビー活動の成果として2009年1月より、食品製造企業の食品寄付にかかる「付加価値税 21% (日本は消費税)」が免除されるようになった。詳細は、報告書に記載される。

今回は、元祖「協同労働」のモンドラゴン、環境首都フライブルク、P E A D 政策を中心とするEU内フードバンクの視察を行った。



食品配送車
(コードバンク・803)

各団体や行政の歴史的な背景や風土は異なるが、取り組みは学ぶ所が多く今後の「協同労働法制化」や「ライフスタイルを見直す環境会議」、「フードバンク研究会」へ活かしていきたい。

との関係づくりや事業受託のノウハウなどについて、生活保護受給者チャレンジ支援事業、子育て関連施設・サービス、若者就労支援事業などの事例を交えて講習を受けた。

パーソナル・サポート・モデル事業が2次募集

パーソナル・サポート(以下PS)のモデル事業が今秋から5ヶ所から始まるが、政府は今年度中に20ヶ所程度に拡大する方針で、10月5日に第2次分の公募が始まった。内閣府参与の湯浅誠氏(写真右)からPSに関する基本的な考え方や2次募集についてポイントの説明を受け、質疑・意見交換を行った。



すでに第1次モデル事業に選定されている沖縄県



労福協の濱里総合コーディネーター（写真左）は、「最初からフルスペックでなくても、小さなところからスタートすることも可能だ。NPOなどの様々な団体と連携し、地域資源を組み合わせていくことが重要だ。ライフサポート事業を拡充する形で、ぜひ多くの地域で手を挙げて欲しい」と訴えた。また、連合非正規労

効センターの岡田局長は、PSがより多くの地域で実効あるものとして実施されるよう、自治体への働きかけや労福協との連携など、連合としてもバックアップしていく方針を明らかにした。

2012年度以降の事業の継続性について、湯浅氏は「恒久的な制度化を追求していくが、そのためにはPSが社会的に必要だという理解が広がり、モデル事業が成果を上げる必要がある。みんなで盛り上げてほしい」と訴えた。最後に高橋事務局長が「PSはライフサポート事業とめざしている方向性は同じだ。大化けする予感はあるが、他力本願でなく自ら参加していく決意が求められる。各地域で可能な取り組みをお願いしたい」と締めくくった。

が施行されて以来最多だったという。このほかに労働組合のない職場で働く労働者からの労働審判にかかる民事上の申し立てが年々増え続け、一昨年は二四万件だったという数字もある。そうしたことから透けて見えてくるのは、現場では労働者の暮らしや権利を賄かすさまざまな問題が起こっているが、問題発生の予防や解決のために「労働組合」を想起する労働者は減少し、個人の問題として公的機関を頼る傾向が強まっているということである。当初から懸念されていたことだが、労働審判制度の導入が集団的労使関係の意義や重要性を希薄にしている一因になつていいことは否めない。そんななかで、今年四月と九月に行われた連合の「組合づくりオルガナイザー研修」と「フォローアップ研修」は、労働運動の最前線を支える人づくりの場として克すべきものがあった。

砂塵

先ごろ、二つの気になる数字が目に入った。一つは厚生労働省が昨年七月に実施した「労使コミュニケーション調査」の結果である。それによれば、調査対象の常用雇用労働者五八二〇人（有効回答三五九三人）のうち「労働組合はぜひ必要（二三・四%）」と「どちらかといえば必要（三一・一%）」の合計が五四・五%で、〇四年の前回調査（六三%）を大きく下回った。「どちらかといえば必要ない」と「必要ない」の合計は一九・九%、こちらは前回調査（一一・七%）を上回っている。もう一つの数字は、昨年度「個別労働紛争解決制度」を利用して、地方労働委員会に斡旋を申し込んだ新規件数が五〇三件だったという。中央労働委員会のまとめである。前年の年度より一二二件多く、内訳は解雇をめぐるトラブルが二二〇件、次いで賃金の未払い一〇〇件、年次有給休暇に関する問題四四件などとなつて

第19回全国ボランティアフェスティバルひろしま開催される

「つながる民力 いかしあう民力」を大会テーマに、9月25日～26日、広島市の広島国際会議場にてフェスティバルが開催された。

開催地としてひろしま実行委員会の山下三郎会長、主催者代表として社会福祉法人全国社会福祉協議会の小林和弘副会長の挨拶で開会された。

来賓は、厚生労働省 阿曾沼慎司事務次官、広島県 湯崎英彦知事、広島市 米神健副市長より祝辞が述べられた。続いて、ボランティア功労者厚生労働大臣表彰が行われ、個人・団体等へ表彰状と記念品が授与された。オープニングアウトでは、「崇徳高等学校グリークラブ」「フェミニンコール広島」「広島ジュニアコーラス」「女声コーラス ポコ ア ポコ」による演奏が行われた。

全体会では、「民力による社会問題への挑戦」をテーマに、パネルディスカッションが行われ、パネリストは清水康之氏 (NPO法人 自殺対策支援センター代表) 藤井絢子氏 (NPO法人 菜の花プロジェクトネットワーク代表) の2名で、コーディネーターは市川一宏氏 (レー

テル学院大学学長)が担当し、双方の団体の活動をDVDを交えながら紹介し、市民力・地域力を「おこす」「つなぐ」「伝える」ことが重要だと訴えた。翌日は22の分科会が開かれ、それぞれのテーマに基づき解決に向けた協議・研修が行われ閉会した。来年は、東京都で開催される予定になっている。



長野県労福協

ライフサポート講演会



東京労福協

帰宅困難者対応訓練実施される

大都市災害によって交通機関が遮断された時、多くの市民が職場や学校から自宅に帰宅することが困難になると予想され、広く市民・企業・行政・関係機関に呼び掛け、徒步帰宅の訓練、帰宅者を沿道で支援する拠点(エイドステーション)の設営・運営の訓練が9月25日に実施された。

開催当初の会場は強い風雨にさらされ、遠藤実行委員長(東京労福協会長)は「災害はいかなる状況でもおそってくる。悪天候の中でも訓練をする必要がある。」と開会のあいさつをした。

4年目の今回、悪天候が影響して昨年の3500余から大きく減ったものの2,000名余りが、日比谷公園から千葉・埼玉・神奈川・都内の4コース(概ね20km)の徒步帰宅訓練に参加、東京労福協は共催団体として訓練に協力した。

中央労福協からは足立部長がNALC(中高齢者を中心に生涯現役を目指すための組織)市川支部に同行して千葉コースに参加。

実際の大地震では今回のような悪天候に加え、ビルや橋の崩壊など、さらに厳しくなるが、震災の意識づけとしては有意義な訓練であった。



講演される宇都宮日弁連会長



風雨に見舞われた出発会場の日比谷公園

多重債務に陥らないために

生活応援運動「気づきキャンペーン」の一環として、東信ブロックで県内初めての講演会を9月20日佐久勤労者福祉センターにおいて開催、市民135名が来場した。

講師の宇都宮弁護士は30年に亘り、サラ金業者からの取り立てに苦しむ多重債務者支援に取り組み、改正貸金業法完全施行に至るまでの運動や多重債務者やヤミ金業者の実態を、自らの経験や対応した具体的なケースを紹介しながら説明。「解決できない借金問題はない」と債務整理の方法や多重債務に陥らないための心得などを講演していただきました。宇都宮弁護士は多重債務対策の課題として、多重債務に陥った人は相談先がわからず追い詰められてしまう。せめて高校生の頃学習の機会が欲しい。学校教育での金融経済教育強化の必要性を訴え、また来場者に自身の周りにもし多重債務の問題を抱えている人がいたら、力になってやってほしいとよびかけた。

宇都宮弁護士は、自身の経験から、多重債務に陥る原因として、自己破産や債務整理の知識がないこと、借入金の返済方法がわからないこと、借入金の返済額が大きすぎること、借入金の返済期限が遅いこと、借入金の返済方法が複数あることなどを挙げました。また、自己破産や債務整理の知識がないこと、借入金の返済方法がわからないこと、借入金の返済額が大きすぎること、借入金の返済期限が遅いこと、借入金の返済方法が複数あることなどを挙げました。